

京都市告示第188号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年6月19日

京都市長 松井 孝治

1 供用しない施設

常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）

2 供用しない日

令和8年7月1日（水）～令和8年7月3日（金）

令和8年7月13日（月）

令和8年7月27日（月）

令和8年8月24日（月）

令和8年9月14日（月）

令和8年9月19日（土）

令和8年9月20日（日）

令和8年9月28日（月）

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）